

第14期 中部山岳地域森林計画変更計画書 (中部山岳森林計画区) (案)

長野県松本地域振興局管内

〔松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、
生坂村、山形村、朝日村、筑北村〕

長野県北アルプス地域振興局管内

〔大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村〕

令和4年4月1日変更

計画期間 自 令和 3年 4月 1日
至 令和13年 3月31日

長野県

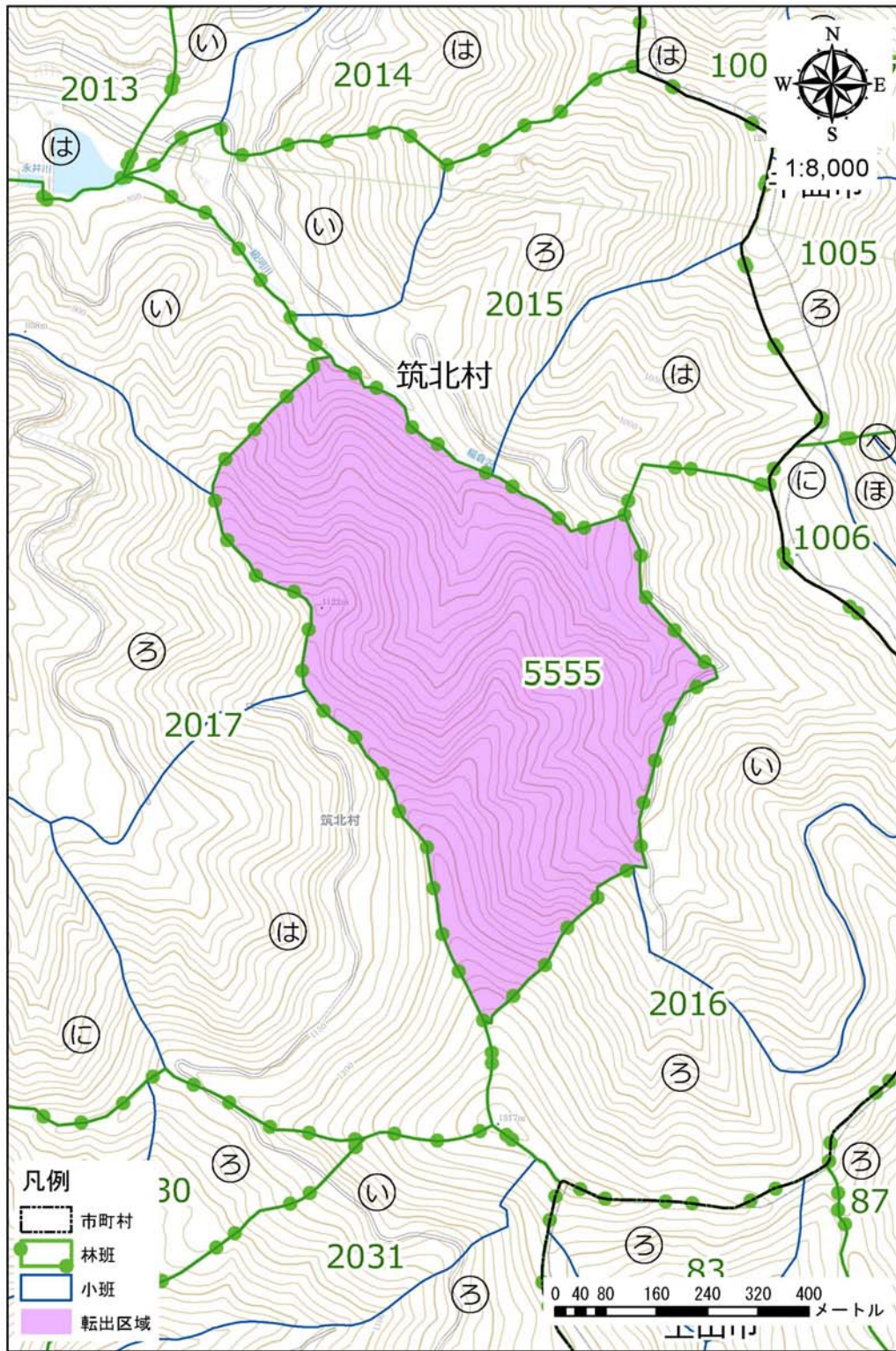
森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付 法律第 249 号）に基づき、地域森林計画書を変更する。

なお、地域森林計画の変更は、令和 4 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① 官行造林の返地面積の錯誤修正による対象とする森林の区域と面積の変更
- ② 森林の転用、編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
- ③ 全国森林計画の変更に伴う、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定基準、特に効率的な施業が可能な森林の設定基準、林産物の搬出方法等に関する記載の追加
- ④ 市町村の林道計画の変更に伴う林道の開設及び拡張に関する計画の変更
- ⑤ 特定保安林の解除計画の変更に伴い、要整備森林に関する記載の追加

官行造林地の返地箇所の修正（筑北村）



目 次

計画事項のうち下線で示した項目の内容について変更する。また、計画事項に変更のないものは掲載を省略している。

ページ番号は、計画樹立時のものを記載している。

I 計画の大綱

第1 中部山岳森林計画区の概況.....	1
1 自然的背景(位置、気候、地形、地質、土壌).....	1
2 社会・経済的背景(人口、農業、工業・商業、交通、観光).....	2
3 森林・林業の現状と課題.....	3
(1) 森林面積と蓄積.....	3
(2) 民有林の森林資源.....	3
(3) 民有林の樹種構成.....	4
(4) 森林の所有形態.....	4
(5) 林業労働.....	4
(6) 高性能林業機械.....	5
(7) 林内路網の整備状況.....	5
(8) 間伐.....	5
(9) 素材生産、製材品の出荷.....	5
(10) 木材流通.....	6
(11) 地域材の利用.....	6
(12) 特用林産物.....	7
(13) 林業用苗木.....	7
(14) 森林病虫害による被害.....	7
(15) 野生鳥獣による林業被害.....	7
(16) 保安林の配備状況.....	7
(17) 企業等による森林づくり.....	7
(18) 多様な森林利用.....	7
(19) 市町村による取組.....	7
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価.....	9
1 伐採立木材積.....	9
2 造林面積.....	9
3 林道の開設及び拡張.....	10
4 保安林の指定または解除の面積.....	10
5 保安施設地区の指定.....	10
6 保安施設事業.....	11
第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方.....	12
1 みんなの暮らしを守る森林づくり.....	13
(1) 多様な森林整備の推進.....	13
(2) 森林の保全に向けた取組の強化.....	13

2 木を活かした力強い産業づくり	14
(1) 林業再生の実現.....	14
(2) 信州の木の利用促進	15
3 森林を支える豊かな地域づくり.....	15
(1) 森林の適正な管理の推進	15
(2) 森林の多面的な利用の推進.....	16
(3) 野生鳥獣対策の推進	16

II 計画事項

第1 <u>計画の対象とする森林の区域</u>	17
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項.....	20
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	20
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項.....	22
第3 森林の整備に関する事項	23
1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	23
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) <u>立木の伐採・搬出に関する指針</u>	
(4) その他必要な事項	
2 造林に関する事項.....	26
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) <u>植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針</u>	
3 間伐及び保育に関する事項	33
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	39
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(2) <u>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針</u>	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項.....	45
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) <u>林産物の搬出方法等</u>	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項.....	48
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に 関する方針	
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	52
1 森林の土地の保全に関する事項.....	52
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその 搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
2 保安施設に関する事項	76
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
(3) 治山事業の実施に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	78
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する方針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害等の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	79
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3) 林野火災の予防の方針	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	82
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
(3) その他必要な事項	
第6 計画量等	83
1 間伐立木材積その他の立木伐採材積.....	83
2 間伐面積	83
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	83
4 林道の開設及び拡張に関する計画	84

5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	107
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林の所在及び面積及び要整備森林について実施すべき森林施業の方法 及び時期	109
	(1) <u>要整備森林の所在及び面積</u>	
	(2) <u>要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期</u>	
第7	保安林その他法令による制限林の施業の方法.....	110

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

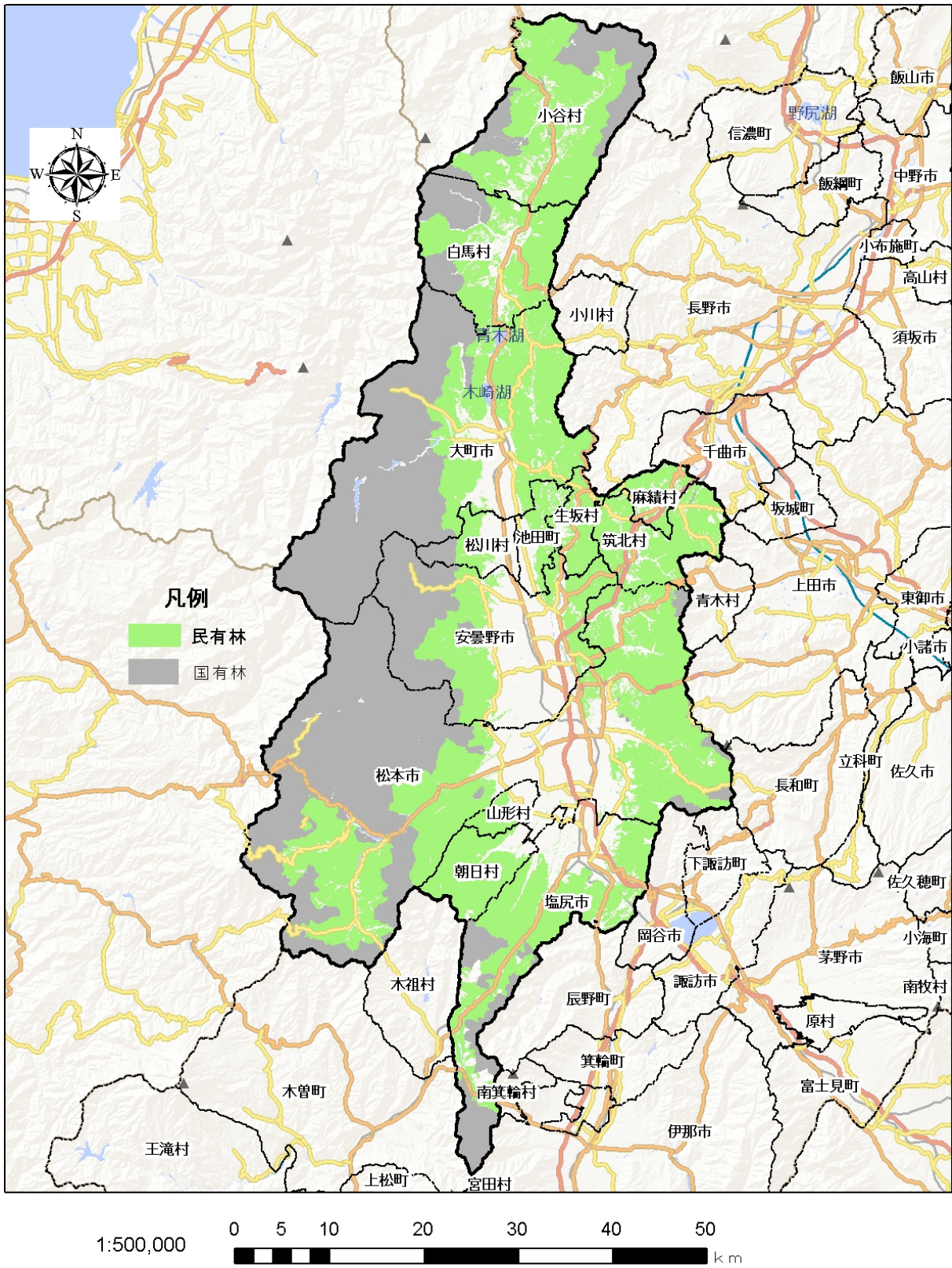
市町村別森林面積

(単位:ha)

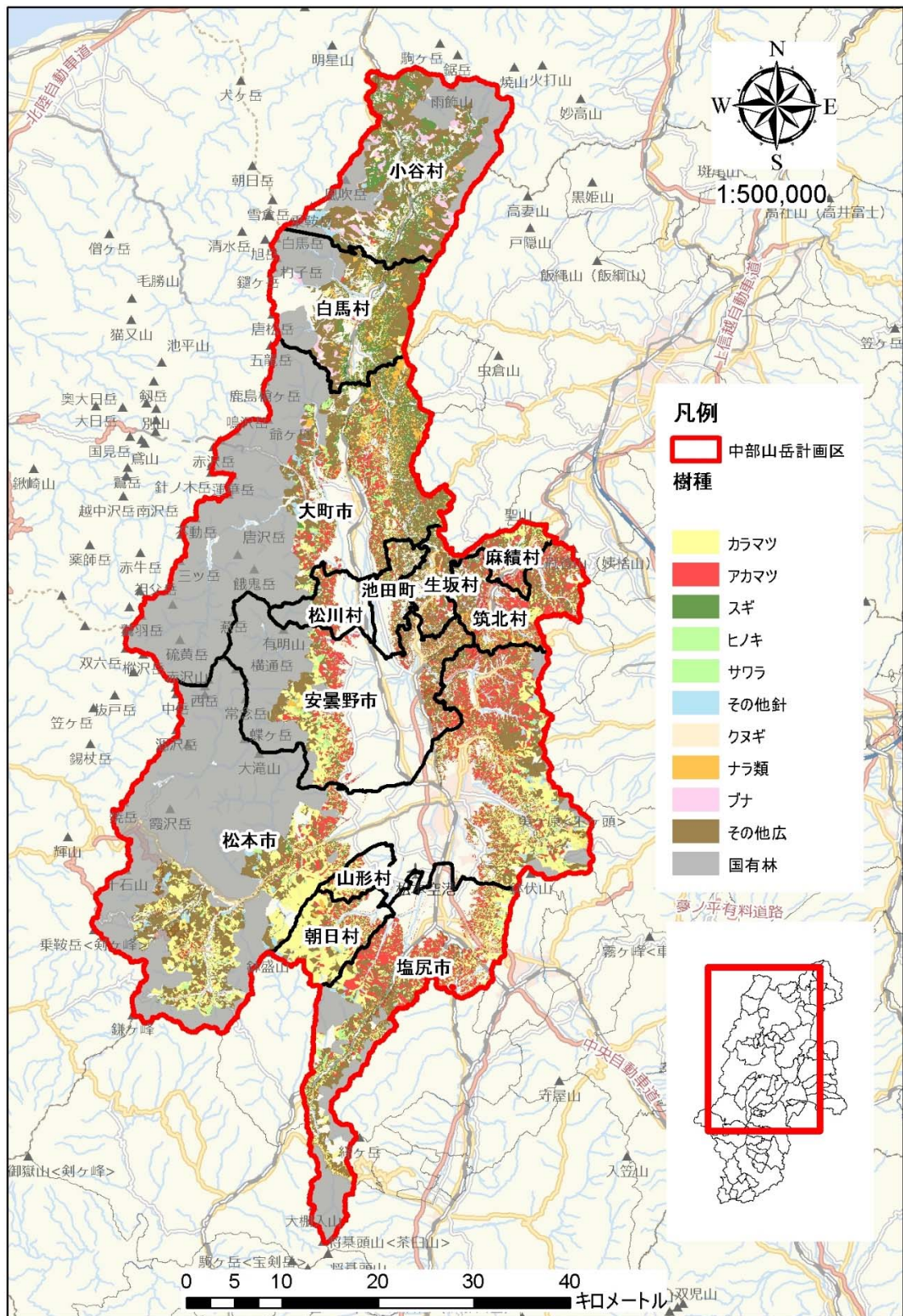
区	分	面積	備考
松本管内	松本市	38,271	増 2ha
	塩尻市	15,833	増 1ha
	安曇野市	10,474	
	麻績村	2,328	
	生坂村	3,060	
	山形村	1,274	
	朝日村	6,085	
	筑北村	8,235	減 40ha
	計	85,561	減 37ha
北アルプス管内	大町市	19,204	増 3ha
	池田町	2,145	増 0ha
	松川村	1,688	増 0ha
	白馬村	10,618	増 0ha
	小谷村	16,440	減 0ha
	計	50,095	増 4ha
計画区総数		135,656	減 33ha

- 注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 森林計画図は、中部山岳地域森林計画区に含まれる地域の市役所、町村役場及び長野県林務部森林政策課、松本地域振興局、北アルプス地域振興局において閲覧できる。
- 3 面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。
- 4 増減面積が1ha未満の場合、備考に0haにて記載とする。
- 5 地域森林計画の対象となる民有林(次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)は、次の(1)～(3)までの事項の対象となる。
- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

【計画の対象とする森林の区域図】



【樹種別の森林分布図】



〔c〕Esri Japan, ZENRINCO., LTD.〕

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1)～(2) (略)

(3) 立木の伐採・搬出に関する指針

立木の伐採・搬出に当たっては、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮することを踏まえ、林業事業者等が主伐時における立木の伐採・搬出する場合は、国で定める「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」に則して伐採・搬出することとします。

(4) その他必要な事項

ア 主伐後の更新の確認方法

【表 3-4】更新の確認時期と確認者

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	県認定計画は、 地域振興局 市町村認定計画は、 市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採届」という。）」を提出した森林については、造林を完了した日（伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日）から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」の提出が義務付けられています。

確認方法は、第3の2 造林の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や市町村の確認調査にあたっては、地域振興局の林業普及指導員等が積極的に技術的な助言、協力を行うこととします。

第3 森林の整備に関する事項

1 造林に関する事項

造林は、主伐後の適確な更新及び過去の伐採跡地、未立木地等による裸地状態の解消のために行うものであり、人工造林及び天然更新別に次により定めます。

(1)人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。

ア 人工造林の対象地

【表 3-5】人工造林の対象地

人工造林の対象地	木材生産の適地
	森林の有する公益的機能の発揮が必要な土地
	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の対象樹種及び植栽本数

対象樹種とその植栽本数は下表を標準とし、植栽地の状況、苗木や品種の特性等を総合的に勘案するとともに、生産目標や森林の公益的機能の維持増進を考慮して適切に定めることとします。

また、特定苗木(成長に優れたエリートツリー)や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の選定に努めるとともに、低密度植栽の導入を推進することとします。

【表 3-6】樹種別の植栽本数一覧表

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
植栽本数 (ha当たり)	3,000本	3,000本	3,000本	2,300本	3,000本	3,000本

(イ) 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮することとします。

b 植付けの方法

気候、コンテナ苗等植栽する苗木の種類、その他自然条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けることとします。

c 野生鳥獣による被害防止の方法

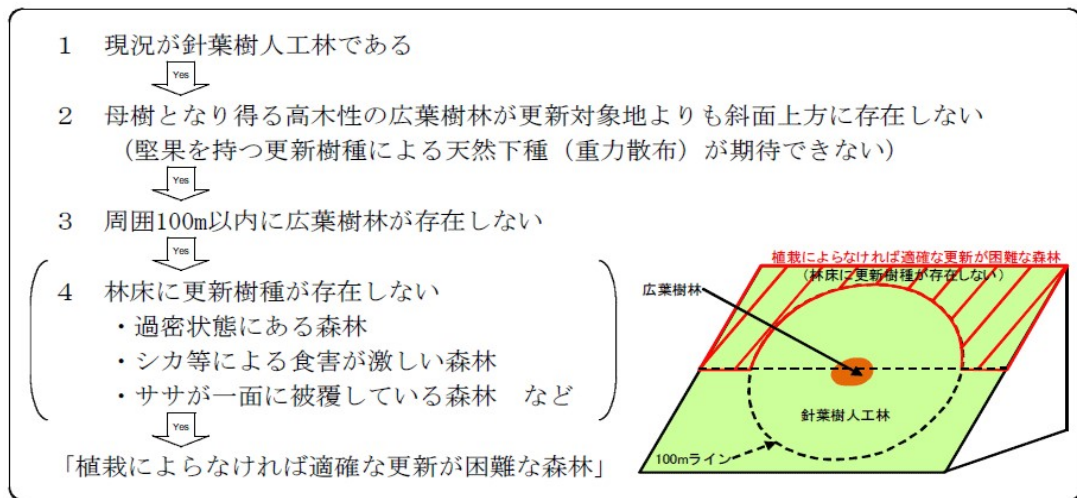
近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所も今後発生する恐れがあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

人工林を伐採し天然更新を計画する場合は、近隣の伐採跡地や若齢の造林地における天然更新の立木の生育状況、人工林の林床や地表に生育する若齢木及び前生稚樹の有無、周囲の種子の供給源となる広葉樹林の有無などから天然更新の実施の可否を判断します。その判断の結果、天然更新による森林化が期待できない森林である場合は、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定め、適確な更新を確保します。

ただし、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

【表 3-14】「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定について



(平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としました。)

なお、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の 設定基準及び設定区域は、市町村森林整備計画において定めるものとします。

第3 森林の整備に関する事項

1～3（中略）

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1)（略）

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

【表3-22】木材等生産機能維持増進森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
木材等生産機能維持増進	林小班単位で設定する。	① 森林経営計画策定森林 ② 地利級の良い森林 ③ 地位の良い森林 ④ その他木材生産を積極的に行う森林

【表3-23】特に効率的な施業が可能な森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
木材等生産機能維持増進区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域	林小班単位で設定する。	次の①～⑤すべてに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※ これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

イ 施業の方法に関する指針

【表3-24】施業種別の方法

施業種	施業の方法
植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の伐採後は、原則2年以内に植栽する。
間伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。
主伐	林齢 標準伐期齢以上
	伐採方法 皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木材積 伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルツキ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

注) 伐採率は、立木材積で計算します。

第3 森林の整備に関する事項

1～4 (中略)

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1)～(4) (略)

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、国で定める「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」に則して傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により搬出することとします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

第6 計画量等

1 伐採立木材積

地域特性、木材の需要動向、資源構成等を勘案しながら資源予測を行い、伐採から植林・森林整備に至る再生循環の仕組みが持続する地域林業の構築を目指し、伐採量を計画しました。

(単位 材積：千m³)

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,554	2,362	192	337	218	119	2,217	2,144	73
前半5カ年の 計 画 量	1,355	1,257	98	141	83	58	1,214	1,174	40

2 間伐面積

第6の1により定める間伐に係る伐採立木材積、人工林森林資源量等を勘案して定めまし
た。

区 分	間 伐 面 積
総 数	28,165 ha
前半5カ年の 計 画 量	12,629 ha

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

第6の1伐採立木材積の計画数量及び植栽実績を基礎として、以下の考え方により造林面積を計画しました。

- ・単層林の拡大造林(人工林以外の箇所への人工造林)は原則として計画しない。
- ・天然林の伐採跡地は全て天然更新とする。
- ・上記のほか、樹下植栽及び天然更新による育成複層林の導入を計画する。

区 分	人工造林	天然更新
総 数	<u>2,292 ha</u>	<u>724 ha</u>
前半5カ年の 計 画 量	<u>1,118 ha</u>	<u>353 ha</u>

4 林道の開設及び拡張に関する計画
ア 総括表

(単位 延長:m)

樹立	開設(新設)				開設(改築)			
	路線数	路線延長			路線数	路線延長		
		前期	後期	計		前期	後期	計
計画区計	122	234,748	147,585	382,333	13	9,030	5,002	14,032
林道	122	60,748	85,585	146,333	13	9,030	5,002	14,032
森林作業道		174,000	62,000	236,000				
松本地区計	92	155,588	96,189	251,777	11	8,430	3,002	11,432
松本市	31	30,207	14,589	44,796	2	300	958	1,258
塩尻市	19	1,852	9,400	11,252	3	3,980	0	3,980
安曇野市	18	4,829	15,300	20,129	3	2,250	1,300	3,550
麻績村	5	1,000	4,400	5,400	1	0	744	744
生坂村	1	1,000	0	1,000	0	0	0	0
山形村	3	500	1,200	1,700	1	1,300	0	1,300
朝日村	4	500	2,400	2,900	0	0	0	0
筑北村	11	2,700	6,900	9,600	1	600	0	600
林道計	92	42,588	54,189	96,777	11	8,430	3,002	11,432
森林作業道		113,000	42,000	155,000				
北アルプス地区計	30	79,160	51,396	130,556	2	600	2,000	2,600
大町市	14	6,750	15,911	22,661	1	600	0	600
池田町	4	1,800	3,300	5,100	0	0	0	0
松川村	3	1,000	2,200	3,200	0	0	0	0
白馬村	2	550	800	1,350	0	0	0	0
小谷村	7	8,060	9,185	17,245	1	0	2,000	2,000
林道計	30	18,160	31,396	49,556	2	600	2,000	2,600
森林作業道		61,000	20,000	81,000				

樹立	拡張(改良)					拡張(舗装)			
	数「路線 箇所数」	路線延長			路線数	路線延長			
		前期	後期	計		前期	後期	計	
計画区計	[961]	154	29,902	49,404	79,306	105	59,148	104,220	163,368
林道	961	154	29,902	49,404	79,306	105	59,148	104,220	163,368
松本地区計	[751]	114	24,482	33,320	57,802	76	48,221	66,700	114,921
松本市	[254]	42	3,173	15,400	18,573	24	15,611	27,963	43,574
塩尻市	[55]	8	3,178	800	3,978	5	2,700	5,000	7,700
安曇野市	[131]	25	4,698	3,620	8,318	18	5,550	13,369	18,919
麻績村	[20]	2	1,700	0	1,700	4	5,227	5,155	10,382
生坂村	[40]	7	2,200	1,100	3,300	4	2,320	3,369	5,689
山形村	[55]	5	1,750	1,400	3,150	2	600	200	800
朝日村	[38]	5	3,800	5,100	8,900	8	1,500	3,500	5,000
筑北村	[158]	20	3,983	5,900	9,883	11	14,713	8,144	22,857
林道計	[751]	114	24,482	33,320	57,802	76	48,221	66,700	114,921
北アルプス地区計	[210]	40	5,420	16,084	21,504	29	10,927	37,520	48,447
大町市	[80]	22	1,570	5,566	7,136	11	5,647	13,971	19,618
池田町	[13]	5	450	1,024	1,474	4	680	1,795	2,475
松川村	[21]	3	1,000	1,680	2,680	3	1,300	2,114	3,414
白馬村	[15]	2	500	0	500	2	300	5,000	5,300
小谷村	[81]	8	1,900	7,814	9,714	9	3,000	14,640	17,640
林道計	[210]	40	5,420	16,084	21,504	29	10,927	37,520	48,447

※林道とは、林道、林業専用道をいう。

※本総括表の内、開設(新設)は作業道の延長を含むものとし、(2)イ箇所別表と一致しない。

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年計画	路線	備考	
			地区名	市町村名							
開設 (改築)	自動車道	林業 専用道	松本	塩尻市	片丘南部	1,880	279	○	03118		
					大塚	1,100	50	○	01405		
					計2路線 前期 後期	2,980 2,980 0					
					松本 計	計2路線 前期 後期	2,980 2,980 0				
					北アルプス 計	計0路線 前期 後期	0 0 0				
					計画区 計	計2路線 前期 後期	2,980 2,980 0				

エ 路網計画 拡張(改良)路線別表

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域 面積	前半 5カ年 計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
拡張 (改良)	自動車道	林道	松本	松本市	宮ノ入	[4] 965	593	○	02163	局部改良 法面保全
					美ヶ原	[6] 540	((60)) (138) 1,172	○	02071	局部改良 法面保全
					菖蒲沢	[3] 200	109		04234	法面保全
					湯ノ原	[5] 500	111	○	04569	法面保全
					鉢伏	[10] 300	41	((18))	04830	局部改良 法面保全
					桧沢	[10] 500	244		03288	局部改良 法面保全
					高遠	[2] 300	728	○	03222	法面保全
					栗の木	[10] 400	204	((10))	04951	法面保全
					よもぎこば	[4] 400	366		03116	法面保全
					日陰	[4] 400	91		05364	局部改良 法面保全
					太ノ田	[8] 800	304		03427	局部改良 法面保全 旧四賀村
					花川原	[4] 350	170		04314	局部改良 法面保全 旧四賀村
					虚空蔵	[6] 550	119		04957	局部改良 法面保全 旧四賀村
					菅ノ田	[3] 140	45		05291	局部改良 法面保全 旧四賀村
					中北山	[4] 400	47		05374	局部改良 法面保全 旧四賀村
					十二沢	[4] 400	194		40254	局部改良 法面保全 旧四賀村
					傘	[4] 450	83		40255	局部改良 法面保全 旧四賀村
					水上	[4] 200	112		04313	局部改良 法面保全 旧四賀村
池の平	[6] 600	59		04006	局部改良 法面保全 旧四賀村					

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域 面積	前半 5カ年 計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
拡張 (改良)	自動車道	林道	松本	松本市	長 沢	[4] 200	38		40364	局部改良 法面保全 旧四賀村
					峯 山	[3] 200	62		04882	局部改良 法面保全 旧四賀村
					草 深	[4] 140	348		04956	局部改良 法面保全 旧四賀村
					駒 平	[4] 400	102		40363	局部改良 法面保全 旧四賀村
					小 屋 沢	[6] 550	37		05607	局部改良 法面保全 旧四賀村
					菅田沢高ソメ	[10] 1,000	962		02179	法面保全 旧奈川村
					奈川安曇	[7] 348	((46)) (5,728) 2,920	○	01012	橋梁改良 隧道改良 局部改良 法面保全
					西 山	[10] 1,000	((35)) 538		02220	法面保全 旧奈川村
					曾 倉 沢	[5] 150	(136) 115		03111	法面保全 旧奈川村
					沼 の 沢	[6] 300	65		40252	法面保全 旧奈川村
					忠地川角平	[2] 600	521		02165	局部改良 旧奈川村
					月 夜 沢	[8] 1,000	(770) 2,855		01036	局部改良 旧奈川村
					番 所	[6] 200	847		02080	局部改良 旧安曇村
					島 々	[5] 120	286		03352	法面保全 旧安曇村
					稲 核	[10] 300	183		04575	法面保全 旧安曇村
					池 尻	[5] 150	73		04356	法面保全 旧安曇村
					氷 沢	[5] 100	207		40061	法面保全 旧安曇村
					安 曇 野	[15] 1,000	(938) 1,057		01017	局部改良 法面保全 旧梓川村
					沢 山	[6] 600	690		02081	局部改良 法面保全 旧梓川村
					穴 沢	[4] 400	100		04264	局部改良 法面保全 旧梓川村
大 飛 々	[1] 250	31		09070	局部改良 旧梓川村					

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域 面積	前半 5カ年 計画	路線 番号	備考		
			地区名	市町村名								
拡張 (改良)	自動車道	林道	松本	松本市	黒川	[14] 520	((462)) 2,680	○	01011	局部改良(橋) 局部改良 幅員改良 法面保全 旧波田町		
						あきんど平支	[13] 650	((43)) 394		04955	局部改良 旧波田町	
					計	計42路線 計254箇所 前期 後期	18,573 3,173 15,400					
					塩尻	塩尻市	奈良井川	[10] 2,000	696	○	02218	局部改良 法面保全
							小曾部	[2] 12	663	○	02066	局部改良(橋)
							片丘	[2] 316	635	○	02106	局部改良
							片丘南部	[10] 500	279	○	03118	局部改良 法面保全
							烏川	[10] 300	329		03098	局部改良
							日出塩	[7] 300	182		04974	法面保全
							桑崎	[7] 200	((11)) (91) 295	○	02082	局部改良(橋) 法面保全 局部改良 旧櫛川村
							天照沢	[4] 200	(81) 147		03497	法面保全 局部改良 旧櫛川村
			釜ノ沢	[3] 150			529	○	02069	局部改良 法面保全		
			計	計9路線 計55箇所 前期 後期			3,978 3,178 800					
			安曇野	安曇野市	長峰	[28] 920	186	○	04309	法面保全 局部改良 ふれあい 交通安全 旧明科町		
					吐中清水	[9] 600	48	○	04308	局部改良 幅員改良 法面保全 旧明科町		
					天田	[4] 48	35		04311	局部改良 旧明科町		
					矢下	[2] 50	164		04836	局部改良 局部改良(橋) 旧明科町		

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域 面積	前半 5カ年 計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
拡張 (改良)	自動車道	林道	松本	安曇野市	大 山	[2] 520	40		05082	局部改良 旧明科町
					塚 田 山	[4] 350	35		05083	局部改良 旧明科町
					黒 坪	[8] 134	67		40027	局部改良 法面保全 旧明科町
					岩 州	[5] 108	40		40264	法面保全 交通安全 局部改良 旧明科町
					白 牧	[5] 110	66		04312	法面保全 局部改良 旧明科町
					裏 峰	[10] 2,250	44	○	40028	法面保全 幅員改良 局部改良 旧明科町
					城 山	[5] 500	112		40057	局部改良 法面保全 旧豊科町
					舟 ケ 沢	[3] 150	37	○	04335	局部改良 旧豊科町
					北 沢	[5] 500	((48)) (795) 748	○	02164	法面保全 局部改良 旧穂高町
					浅 川	[3] 200	31		04815	法面保全 局部改良 旧穂高町
					安 曇 野	[10] 500	1,049		01017	法面保全 局部改良 旧三郷村
					黒 沢	[4] 108	306	○	03115	法面保全 局部改良 旧三郷村
					北 沢	[4] 200	92		04572	法面保全 局部改良 旧三郷村
					烏 川	[2] 110	(2,331) 989	○	01001	法面保全 旧堀金村
					一 の 沢	[1] 60		○	01001	法面保護
					二 ノ 沢	[5] 300	322		03224	法面保全 旧堀金村
					大 野 沢	[2] 100	127		04750	法面保全 旧堀金村
					小 水 沢	[2] 150	215		03311	法面保全 旧堀金村
					田 多 井	[2] 100	112		40302	法面保全 旧堀金村
					寺 山	[1] 100	30		04781	法面保全 旧堀金村
上 の 平	[5] 150	70		40554	法面保全 局部改良 旧堀金村					

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域 面積	前半 5カ年 計画	路線 番号	備考	
			地区名	市町村名							
拡張 (改良)	自動車道	林道	松本	安曇野市	計25路線 計131箇所 前期 後期	8,318 4,698 3,620					
				計							
				麻績村	城 山	[10] 1,000	70	○	04962	法面保全 局部改良	
							((150))			法面保全 局部改良	
					四 阿 屋	[10] 700	1,310	○	02182	交通安全	
				計	計2路線 計20箇所 前期 後期	1,700 1,700 0					
				生坂村	入 山	[8] 650	89	○	03185	法面保全 局部改良 交通安全	
					丸 山 込 地	[2] 200	166		04338	法面保全 局部改良	
					天 神 沢	[6] 200	98		04339	局部改良 交通安全	
					八 重 沢	[3] 300	32	○	05090	法面保全 局部改良	
					雲 根	[13] 1,250	179	○	40352	法面保全 局部改良 交通安全	
					万 平	[3] 300	71		04341	法面保全 局部改良	
					清 久 保	[5] 400	62		40353	法面保全 局部改良	
				計	計7路線 計40箇所 前期 後期	3,300 2,200 1,100					
				山形村	堂 ヶ 入	[25] 500	139		04256	局部改良 法面保全 交通安全	
					大 池	[20] 1,320	207	○	03105	局部改良 法面保全 幅員改良	
					横 吹 1 号	[5] 600	128		04323	局部改良 幅員改良	
					横 吹 2 号	[4] 300	36		04151	局部改良 法面保全	
					平 沢	[1] 430	12	○		局部改良 法面保全	
				計	計5路線 計55箇所 前期 後期	3,150 1,750 1,400					
				朝日村	鉢 盛 山	[16] 2,300	((103)) (4,921) 1,164	○	01035	法面保全 局部改良 交通安全 局部改良(橋)	
					檜 俣	[8] 2,100	597		02076	法面保全 局部改良 交通安全	

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域 面積	前半 5カ年 計画	路線 番号	備考		
			地区名	市町村名								
拡張 (改良)	自動車道	林道	松本	朝日村	外山	[4] 1,500	516		02077	法面保全 局部改良		
					舟ヶ沢	[6] 1,500	1,037	○	02074	法面保全 局部改良		
					中俣	[4] 1,500	931		02075	法面保全 局部改良		
					計	計5路線 計38箇所 前期 後期	8,900 3,800 5,100					
			筑北村				四阿屋	[46] 1,430	((150)) 1,310		02182	法面保全 局部改良 交通安全 旧本城村
							大洞	[25] 1,000	450	○	03289	法面保全 局部改良 旧本城村
							白坂砥石沢	[10] 400	202		04204	法面保全 局部改良 旧本城村
							ヒエダ	[5] 150	46		05381	法面保全 局部改良 旧本城村
							大洞沢	[7] 300	40		05382	法面保全 局部改良 旧本城村
							ムジナヤ	[5] 320	54		04325	法面保全 局部改良 ふれあい施 旧本城村
							大沢入	[7] 250	33		05313	法面保全 局部改良 旧本城村
							栃平	[10] 500	125		03131	法面保全 局部改良 旧本城村
							花川原	[5] 200	167	○	04314	法面保全 旧本城村
							末地	[5] 350	115	○	04330	法面保全 局部改良 旧坂北村
							青柳	[3] 150	38		05089	法面保全 局部改良 旧坂北村
							刈谷沢	[4] 200	121		40366	法面保全 局部改良 旧坂北村
							南谷沢	[3] 150	81		40432	法面保全 局部改良 旧坂北村
							大側	[10] 1,000	167		09099	法面保全 局部改良 旧坂北村
							中尾峰	[3] 500	55		05249	法面保全 旧坂井村

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域 面積	前半 5カ年 計画	路線 番号	備考	
			地区名	市町村名							
拡張 (改良)	自動車道	林道	松本	筑北村	赤 畑	[3] 250	133	○	05186	法面保全 旧坂井村	
					笹 打	[2] 300	32		05380	法面保全 旧坂井村	
					北 の 沢	[2] 150	66		04963	法面保全 旧坂井村	
					湯 沢	[2] 100	47		04871	法面保全 旧坂井村	
					水 室	[1] 2,183	43	○	40043	局部改良 旧坂井村	
					計	計20路線 計158箇所 前期 後期	9,883 3,983 5,900				
					松本 計	計115路線 計751箇所 前期 後期	57,802 24,482 33,320				
拡張 (改良)	自動車道	林道	北アルプス	大町市	乳 川	[4] 300	(1,784) 390	○	01040	法面保全	
					親 沢	[5] 500	(651) 608		02083	法面保全	
					前 越	[10] 400	(36) 539		02116	法面保全	
					小 熊 黒 沢	[10] 600	(150) 325	○	02221	法面保全	
					霊 松 寺 山	[2] 120	170	○	03137	法面保全	
					曾 根 原	[3] 130	174		03148	法面保全	
					常 盤	[3] 1,000	(178) 225		03228	法面保全	
					明 沢	[3] 180	134		04270	法面保全	
					丹 生 子	[2] 80	134		04273	法面保全	
					千 草	[2] 490	163		04282	法面保全	
					二 ツ 屋	[4] 390	76		04364	法面保全	
					曾 根 原 南	[1] 40	71		04610	法面保全	
					西 海 の 口	[1] 150	70	○	04909	法面保全	
					小 熊 東 支	[1] 120	66		05097	法面保全	
					一 津	[3] 250	106	○	40065	法面保全	
					猫 鼻	[3] 380	88		40071	法面保全	
					上 籠	[1] 556	74		05288	幅員改良 旧八坂村	
					西 山	[3] 150	90	○	04299	法面保全 旧美麻村	
					立 野	[5] 200	72		04752	法面保全 旧美麻村	

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域 面積	前半 5カ年 計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
拡張 (改良)	自動車道	林道	北アルプス	大町市	新 行 東	[4] 350	100		40092	法面保全 旧美麻村
					西 の 沢	[5] 500	((182)) 205		40098	法面保全 旧美麻村
					大 山	[5] 250	274		03484	法面保全 旧美麻村
					計	計22路線 計80箇所 前期 後期	7,136 1,570 5,566			
				池田町	山 日 岐	[2] 320	57		05267	局部改良 法面保全
					鶺 山	[2] 280	31		05268	法面保全
					中 島 支	[5] 324	33		05270	法面保全
					花 見	[1] 100	38		05327	法面保全
					花 岡 山	[3] 450	63	○	40075	法面保全
					計	計5路線 計13箇所 前期 後期	1,474 450 1,024			
				松川村	馬 羅 尾	[10] 1,000	((15)) (946) 391	○	02126	法面保全
					神 戸	[6] 1,300	108		04289	局部改良
					北 和 田	[5] 380	191		04288	法面保全
					計	計3路線 計21箇所 前期 後期	2,680 1,000 1,680			
				白馬村	細 野	[5] 200	226	○	03141	法面保全
					白馬小谷東山	[10] 300	1,156	○	01055	法面保全
					計	計2路線 計15箇所 前期 後期	500 500 0			
				小谷村	妙 高 小 谷	[18] 4,600	(1,633) 163		01013	局部改良 法面保全
					白馬小谷東山	[20] 500	((22)) (268) 4,015	○	01055	法面保全
					大 池	[5] 1,000	1,126	○	02088	局部改良
					深 原	[10] 1,500	730		02090	局部改良 法面保全
					大 久 保	[11] 1,100	94		04753	局部改良 法面保全
					大 岩	[10] 514	43		05204	法面保全

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域 面積	前半 5カ年 計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
拡張 (改良)	自動車道	林道	北 アル プス	小谷村	姫川妙高	[5] 400	3,143	○	01006	局部改良 法面保全
					土沢	[2] 100	919	02089	局部改良 法面保全	
					計	計8路線 計81箇所 前期 後期	9,714 1,900 7,814			
				北アルプス 計	計	計40路線 計210箇所 前期 後期	21,504 5,420 16,084			
			計画区 計		計154路線 計961箇所 前期 後期	79,306 29,902 49,404				

※()内の数字は、国有林面積。(())の数字は、官行造林地面積。

第6 計画量等

1～5 (中略)

6 要整備森林の所在及び面積及び要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

(1) 要整備森林の所在及び面積

特定保安林	市町村	要整備森林		
		所在		面積
		位置	林班小班	
8 土砂流出防備保安林	大町市	字峠沢 20986-3	2047-は-2 イ	0.36ha

(2) 要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

特定保安林	市町村	実施すべき施業の方法及び時期等			
		造林・伐採			
		種類	面積	方法	時期
8 土砂流出防備保安林	大町市	間伐	0.36ha	残存木の配置にも留意しつつ立木材積の35%以内の間伐を行う。	令和4年9月末